

（本号の目次）

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 令和 5 年(2023 年)9 月 20 日までに成立した、もしくは公布された法律
3. 9 月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 9 月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

（掲載判例 INDEX）

*「1.法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

（民事法）

【1】妻 X が別居中の夫 Y に婚姻費用分担金の支払を求めた事案で、同居時の生活水準や生活費、別居後の X の生活状況等を踏まえ高額所得者である Y が支払うべき分担額を月額 85 万円とした原審の計算方式を相当としつつ、基礎収入を修正計算し月額 125 万円とした(令和 4 年 2 月 24 日大阪高裁)

参照条文:民法 752 条、760 条

キーワード:婚姻費用 高額所得者 基礎収入

【2】隣接する 2 筆の土地の筆界が是正され、税を減額された土地所有者(被控訴人)が増額された他方の土地の所有者(控訴人)に対し、是正されるまで本来賦課されるべき固定資産税等よりも多く賦課されたことを理由に不当利得返還請求をしたが請求が棄却された事例(令和 4 年 4 月 13 日東京高裁)

参照条文:民法 703 条

キーワード:固定資産税 筆界の是正 不当利得返還請求

【3】居酒屋に調理担当として勤務する X が、その経営者 Y に対し Y の安全配慮義務違反により Y 店舗の外階段で転倒し負傷したとして 1369 万円の損害賠償請求をした事案で、Y は当該階段に滑止め等の安全対策を怠ったとして Y に 321 万円の支払を命じた事例(令和 4 年 6 月 29 日東京高裁)

参照条文:民法 415 条(平 29 法 44 号改正前)

キーワード:安全配慮義務違反 階段の滑り止め 損害賠償請求

【4】Y は性同一性障害者として性別取扱変更の審判を受けたが、Y の交際相手 Z は Y の同審判確定前に X1 を、確定後に X2 を出産した。X1 及び X2 は Y に対して認知を求めたところ X1 の請求を認め、X2 の請求は Y の性別が「女性」に変更されたとして請求を棄却した事例(令和 4 年 8 月 19 日東京高裁)

参照条文:民法 772 条、779 条、787 条、戸籍法 60 条一号、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律 3 条 1 項、4 条 1 項、2 項

キーワード:性別取扱変更の審判 認知 性同一性障害

【5】Y 市発行の広報誌に市議会議員 X に対する謝罪及び反省を求める決議が市議会でなされた記事が掲載予定だったため、記事が掲載され頒布されると名誉が侵害されるとして X が Y 市に対し当該広報誌の頒布を禁止する仮処分を求めたところ、その申立が却下された事例(令和 4 年 9 月 26 日大阪地裁)

参照条文:民保法 13 条 2 項、裁判所法 3 条 1 項

キーワード:仮処分 謝罪と反省を求める決議 記事の掲載

【6】芸能人の芸名の使用許否の権限を芸能事務所側が無期限に保有するとする専属契約の条文は公序良俗に反し無効であるとして、原告(芸能事務所側)による、原告事務所退所後の被告(芸能人)の芸能活動における芸名使用の差止請求が棄却された事例(令和 4 年 12 月 8 日東京地裁)

参照条文:民法 90 条

キーワード: 芸名の使用権限 芸能事務所 専属契約

(商事法)

【7】退任取締役(控訴人)が、支配的な株主となり代表取締役に就任した被控訴人に対し、役員退職慰労金支給決議案を株主総会に付議しなかったことが不法行為に当たるとして会社の役員退職慰労金規定による算出額を損害として請求し、その請求が一部認容された事例(令和 4 年 12 月 27 日福岡高裁)

参照条文: 会社法 298 条 1 項、4 項、民法 709 条

キーワード: 退職慰労金 株主総会に付議しない 不法行為

(知的財産)

【8】意匠に係る物品を「瓦」とする登録意匠に係る意匠登録無効審決の取消訴訟であって、意匠権者である原告が、引用意匠について意匠法 4 条 2 項(意匠の新規性の喪失の例外)が適用されることを主張したが請求が棄却された事案(令和 5 年 8 月 10 日知財高裁)

参照条文: 意匠法 4 条 2 項

キーワード: 登録意匠 登録無効審決 意匠の新規性の喪失の例外

【9】原告は「池上製麺所」の文字を標準文字で表し第 43 類「飲食物の提供」を指定役務とする商標について商標登録出願したが拒絶査定を受け、不服審判の請求をしたところ特許庁が不成立の審決をしたのでその取消を求める本件訴訟を提起したが、請求が棄却された事例(令和 5 年 9 月 7 日知財高裁)

参照条文: 商標法 3 条 1 項 4 号、3 条 2 項、46 条 1 項 1 号

キーワード: 商標登録の拒絶査定 不服審判の請求 不成立の審決

【10】被告は標準文字で「くるんっと前髪カーラー」と表し、第 26 類「ヘアカーラー」を指定商品とする登録商標の商標権者だが、原告がその商標登録無効の審判を請求し特許庁が不成立の審決をしたので原告が審決取消を求めたところ、原告請求が認容された事例(令和 5 年 9 月 7 日知財高裁)

参照条文: 商標法 3 条 1 項 3 号

キーワード: 商標登録無効の審判 不成立の審決 ヘアカーラー

(民事手続)

【11】特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)が民訴法 7 条による管轄の創設を許容しているとは認めがたいとして非訟事件手続法及びプロバイダ責任法における同条の準用を認めなかった事例(令和 4 年 11 月 9 日東京高裁)

参照条文: 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律 10 条

キーワード: 併合請求 管轄 準用

(刑事法)

【12】労働組合員 A 及び B は E 社取締役 F を脅迫し組合員 G の就労証明書を作成させようとしたとして、第 1 審判決は強要未遂罪の共同正犯を認定し、原判決は A のみ脅迫罪で有罪とし、B を無罪としたが、本判決は原判決が第 1 審判決の事実認定の不合理を十分に示したと言えないとして差戻した(令和 5 年 9 月 11 日最高裁)

参照条文: 刑法 222 条、同法 223 条

キーワード: 脅迫の手段 強要罪 事実認定 不合理

【13】犯人が他人を教唆して自己の刑事事件に関する証拠を隠滅させたときは刑法 104 条の証拠隠滅罪の教唆犯が成立すると解するのが相当であるとし、よって被告人につき同罪の教唆犯の成立を認めた第 1

審判決を是認した原判断は正当であるとして上告を棄却した事例(令和 5 年 9 月 13 日最高裁)

参照条文:刑法 61 条

キーワード:証拠隠滅 教唆 自己の刑事事件

【14】民間企業が国立大学教授と契約して技術指導料を支払い、並行して大学教授が職務として学生らを指導する実験から民間企業も有益なデータを得ていた事案で、技術指導料の賄賂性が問われ、原判決は民間企業役員らの贈賄罪成立を認めたが控訴審は賄賂性を否定して原判決を破棄し無罪とした(令和 2 年 6 月 17 日大阪高裁)

参照条文:刑法 198 条

キーワード:賄賂性 対価性 不正な報酬

【15】警察署に勾留されていた外国籍の被疑者の国選弁護人 X が、留置担当官が被疑者ノートの内容を検査したこと等により X の秘密交通権、接見交通権又は弁護権が違法に侵害されたとして国賠法 1 条 1 項に基づき慰謝料請求し、認容された事例(令和 4 年 2 月 15 日名古屋高裁)

参照条文:憲法 34 条、刑訴法 39 条 1 項、刑事収容法 212 条 1 項、国賠法 1 条 1 項

キーワード:被疑者ノート 秘密交通権 接見交通権 弁護権

【16】主犯者 Z1 が経営する事業の従業員だった被告人が、被害者に掛けられた生命保険金を目当てに被害者を溺死させた殺人事件の共同正犯として起訴された事案。本判決は、被告人は共同正犯ではなくほう助と認定し、懲役 10 年の判決を言い渡した(令和 2 年 12 月 16 日千葉地裁)

参照条文:刑法 62 条 1 項、199 条、63 条、68 条

キーワード:幫助 保険金殺人 積極的主体的関与

(公法)

【17】法定受託事務に係る申請を棄却した都道府県知事の処分がその根拠となる法令の規定に違反するとしてこれを取消す裁決がされた場合、都道府県知事が上記申請を認容する処分をしないことは地方自治法 245 条の 7 第 1 項所定の法令の規定に違反すると判示(令和 5 年 9 月 4 日最高裁)

参照条文:地方自治法 251 条の 5

キーワード:辺野古基地建設 法定受託事務 知事の処分

【18】憲法 53 条後段の規定により国会の臨時会の召集を決定することを要求した国会議員は、内閣による上記の決定の遅滞を理由として国家賠償法の規定に基づく損害賠償請求をすることはできないとされた(令和 5 年 9 月 12 日最高裁)

参照条文:憲法 53 条、国家賠償法 1 条 1 項

キーワード:臨時会招集決定要求 法律上の争訟 確認の利益 個人の権利利益侵害

(社会法)

【19】X が Y に未払割増賃金等及び労基法 114 条所定の付加金等の支払を求め、原判決で X の主張が認められ、Y は控訴する一方付加金を除く未払賃金等の全額を支払った。本判決は Y の支払いは原判決維持を前提とした留保付き弁済としての限度で有効として、付加金の請求を命じないとした(令和 4 年 1 月 26 日東京高裁)

参照条文:民法(平成 29 年法律第 44 号による改正前のもの)93 条、労基法 114 条民訴法 259 条

キーワード:未払賃金 付加金 弁済

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

(民事法)

【1】大阪高決令和 4 年 2 月 24 日 判例時報 2561・2562 号 76 頁

令和 3 年(ラ)第 869 号 婚姻費用分担審判に対する抗告事件(一部変更(確定))

本件は、妻 X が別居中の夫 Y(開業医)に対し、婚姻費用分担金の支払を求めた事案である。X Y は、平成 25 年に婚姻、X は、Y が前妻ともうけた知的障害のある子と養子縁組したほか、Y との間に 3 子をもうけるが、令和 2 年に 4 人の子らを連れて自宅を出て別居している。なお、Y には別に認知した 2 子があり、養育費月額 12 万 2000 円を支払っている。

原審は、X は無職であるが給与年収 50 万~60 万円程度の稼働能力を有すると認定する一方、Y の自営年収を約 5975 万円と認定し、Y が改定標準算定方式の上限額の 4 倍近い高額所得者であること等から同算定方式によらず、本件夫婦の同居時の生活水準や生活費、別居後の X の家計収支や生活状況等を踏まえて Y が支払うべき婚姻費用の分担額を定めるのが相当とし、Y が X に支払うべき婚姻費用分担金を月額 85 万円と定めたところ、X、Y それぞれが即時抗告した。

抗告審は、基本的には、本件算定方式によるのが相当であるとし、X が無収入(現時点で X が就労することは現実的でない)と認定した)である一方、Y の事業収入は年約 7481 万円に及ぶと認定し、高額所得者である Y において総収入から控除する税金や社会保険料、職業費及び特別経費について、Y における事業収入の特殊性を踏まえた数値を用い、さらに一定の貯蓄分を控除して、基礎収入を修正計算するのが相当であるとし、1958 万 6959 円を Y の修正基礎収入として最終的に Y が X に支払うべき婚姻費用を月額 125 万円とした。

参照条文等:民法 752 条、760 条

【2】東京高判令和 4 年 4 月 13 日 判例タイムズ 1510 号 188 頁

令和 2 年(ネ)第 4331 号、令和 3 年(ネ)第 4630 号 不当利得返還等請求控訴、同附帯控訴事件(変更、確定)

隣接する 2 筆の土地の筆界が筆界特定手続により是正されたため、翌年分の固定資産税及び都市計画税がその前年分と比較して減額された土地の所有者(被控訴人側)が、増額された他方の土地の所有者(控訴人側)に対し、筆界特定手続により是正されるまでの間に本来賦課されるべき固定資産税等よりも多く賦課されたことを理由に不当利得返還請求をした事案。

本判決は、仮に、東京都の固定資産税等の各課税処分が筆界特定手続前の旧公図を前提としたために客観的な価値に照らして控訴人側の土地に過少に課していたとしても、直ちに控訴人側が法律上の原因なくして利益を受けたということとはできないのみならず、固定資産税の減額と増額があったとしても、その原因が全て本件筆界特定であると認めることはできず、本件筆界特定がその原因に含まれているとしても、その寄与した範囲を確定することもできないため、被控訴人が主張する損失と利得との間に因果関係を認めることもできないとして、被控訴人側の請求を棄却した。

参照条文等:民法 703 条

【3】東京高判令和 4 年 6 月 29 日 判例タイムズ 1510 号 176 頁

令和 3 年(ネ)第 5712 号 損害賠償等請求控訴事件(変更、確定)

居酒屋に調理担当として勤務する X が、その経営者 Y に対し、Y の安全配慮義務違反により X が Y 店舗の外階段で転倒し負傷したとして、1369 万円の損害賠償請求をした事案。

本判決は、本件事故時において、調理担当従業員が、食材の搬出入やゴミ出しなどのために、降雨の影響によって滑りやすくなった雨よけ等の屋根のない階段を、裏面が摩耗したサンダルを履いて降りる場合には、本件階段は、従業員が安全に使用することができる性状を客観的に欠いた状態にあったというべきであり、Y は、従業員に対して当該階段の使用について注意を促したり、本件階段に滑り止めの加工をするなどの措置を講じたりするなど、従業員が当該階段を安全に使用することができるよう配慮すべき義務を負っていたと解するのが相当であるところ、Y において、当時、当該義務を履行するために、何らかの安全対策を取っていたと認めるに足りる証拠はないから、Y には X に対する安全配慮義務違反があったとし、X に傷害慰謝料、休業損害、後遺障害逸失利益、後遺障害慰謝料等の損害を認め、他方、X に 4 割の過失相殺をすべきとして、X の請求を 321 万円の限度で認容した。

参照条文等:民法 415 条(平 29 法 44 号改正前)

【4】東京高判令和 4 年 8 月 19 日 判例時報 2560 号 51 頁

令和 4 年(ネ)第 1585 号 認知請求控訴事件(取消・請求一部認容(上告・上告受理申立て))

凍結保存精子を用いた生殖補助医療により出生した子である X1 及び X2 が精子提供者である Y に対し認知を求めた事案。

Y は、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律に基づき性別の取扱いの変更の審判を受けた者であるが、審判を受ける前に Z と交際し、Z は上記方法により X1 を出産した。Z は、Y の審判が確定した後、X2 を出産した。

原審は、X らの請求を棄却したが、本判決は、民法 787 条の認知請求権について、生殖補助医療により出生した子であっても、精子提供をした男性を父として、認知請求権を行使しうる法的地位を有するとし、その後の Y の審判で失効はしないとして、X1 について請求を認め、他方、X2 については、その出生時点では、Y は審判確定により法律上の性別が「女性」に変更されており、民法 787 条の父であるとは認められないとして、請求を棄却した。

参照条文等:民法 772 条、779 条、787 条、戸籍法 60 条一号、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律 3 条 1 項、4 条 1 項、2 項

【5】大阪地決令和 4 年 9 月 26 日 判例時報 2560 号 74 頁

令和 4 年(ヨ)第 623 号 仮処分命令申立事件(申立却下(確定))

Y 市(債務者)が発行する市民向け広報誌に、市議会議員 X(債権者)に対する謝罪及び反省を求める決議(本件決議)が市議会でされたことについての記事(本件記事)の掲載が予定されていることについて、X が本件記事の掲載された広報誌が頒布されると名誉が侵害されるとして、Y 市に対し、人格権に基づき、本件記事の掲載とこれが掲載された広報誌の頒布を禁止する仮処分を求めた事案。

本件決議が司法審査の対象とならないとの Y の主張を排斥し、X の市議会議員としての社会的評価を低下させるものであるとしたが、本件記事は本件決議の内容がそのまま掲載されるとどまり、内容は真実で、本件記事の掲載及び広報誌の頒布は公益を図る目的であることから、差止請求に理由がないことは明らかで、X 自らの SNS 上にアップロードしていることも踏まえると X に著しい損害が生じ又は急迫の危険があると認めることはできず、保全の必要性も認められないとして、X の仮処分申立を却下した。

参照条文等:民保法 13 条 2 項、裁判所法 3 条 1 項

【6】東京地判令和 4 年 12 月 8 日 判例タイムズ 1510 号 229 頁

令和 3 年(ワ)第 13043 号 芸名使用差止請求事件(請求棄却、控訴)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/714/091714_hanrei.pdf

被告(芸能人)との間で専属契約を締結していた原告(芸能事務所)が、被告において、本件契約に係る契約書 10 条の約定(被告は本契約期間中はもとより契約終了後においても、原告の命名した芸名および名称を原告の承諾なしに使用してはならない旨の約定)に反して、原告の承諾なく被告が従前使用していた芸名を使用して芸能活動を行っていると主張して被告に対し、被告の芸能活動における本件芸名の使用の差止めを求めた事案。

本判決は、本件契約が終了している旨を判示し、本件芸名には相応の顧客吸引力が生じており、また、本件芸名によって、想起・識別されるのは被告であるから、本来、被告にそのパブリシティ権が認められるべきで、仮にパブリシティ権の譲渡性を否定しないとしても、本件契約書 8 条にある、被告の出演業務により発生するパブリシティ権が何らの制限なくして原始的に原告に帰属するとの約定は公序良俗に反し無効であるとしたうえで、本件契約書 10 条について、少なくとも「本件契約の終了後」も「無期限に」原告に本件芸名の使用の許否の権限を認めている部分が公序良俗に反し無効であるとして、原告の請求を棄却した。

参照条文等:民法 90 条

(商事法)

【7】福岡高判令和 4 年 12 月 27 日 判例タイムズ 1510 号 208 頁

令和 4 年(ネ)第 618 号 損害賠償請求控訴事件(取消自判、上告、上告受理申立)

退任取締役(控訴人)が、過半数を超える支配的な株主となり代表取締役に就任した被控訴人に対し、役員退職慰労金支給決議案を株主総会に付議しなかったことが不法行為に当たるとして、会社の役員退職慰労金規定による算出額(4989 万円)を損害として請求した事案。

本判決は、控訴人と本件会社との取締役任用契約締結時にすでに退職慰労金について定める本件規定が存在し、具体的な算定方法が定められていたこと、本件規定の制定後に退任した取締役 14 名のうち、退職慰労金の受給を辞退した 1 名を除く全員に退職慰労金が支給され、その額も例外的事情のある者を除けば本件規定どおり算定された額であったこと、控訴人は大手企業に勤務中、本件会社の取締役であった親族の要請を受けて、本件会社の取締役に就任していた等の経緯をふまえると、本件会社と控訴人との間の黙示の退職慰労金支給特約はあったと認められ、本件において、控訴人が被控訴人に対し、その顔面を平手で押す暴行を加えたことは、諸般の事情を考慮すれば、役員としての功労を抹消するような非違行為であるとは認められず、退職慰労金支給決議案を株主総会に付議しない正当な理由は認められないとし、相当因果関係についても、本件において本支給に関する議題を株主総会に付議したときには、被控訴人はその議題に賛成すべきものであるなどとして認めたとうえで、本件に現れた一切の事情を考慮し、本件規定どおり算出される退職慰労金額から相当の減額をして 1100 万円の損害を認めた。

参照条文等:会社法 298 条 1 項、4 項、民法 709 条

(知的財産)

【8】知財高判 令和 5 年 8 月 10 日

令和 5 年(行ケ)第 10007 号 審決取消請求事件 意匠権 行政訴訟(棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/325/092325_hanrei.pdf

意匠に係る物品を「瓦」とする登録意匠に係る意匠登録無効審決の取消訴訟であって、意匠権者である原告が、引用意匠について意匠法 4 条 2 項(意匠の新規性の喪失の例外)が適用されることを主張したが、請求が棄却された事案。

意匠法 4 条 2 項は、同項及び同条 3 項に定める手続が履踐されることを条件に、意匠の新規性の喪失の例外を特に認める規定であると解されることからすると、ある意匠の公開行為が複数存在する場合において、当該意匠につき同条 2 項の適用を受けするためには、原則として、全ての公開行為について同条 3 項

に定める手続を履践する必要があるが、例外的に、ある意匠が同項に定める手続を履践した公開行為及び当該公開行為と実質的に同一であるとみることができるような密接に関連する公開行為によって公開された場合には、全ての公開行為について同項に定める手続を履践しなくても、当該意匠について同条 2 項の適用があると解するのが相当である。

したがって、本件証明書に記載されていない本件送付及び本件証明書に記載された本件発表によって公開された引用意匠は、本件送付が本件発表と実質的に同一であるとみることができるような密接に関連する行為であるといえる場合に限り、意匠法 4 条 2 項の適用を受けることになる。

この点に関し検討するに、B は、A に対し、平成 29 年 2 月 13 日、「D は、同月 19 日の本件説明会においてプレゼンテーションをする予定であり、当該プレゼンテーションにおいてちゅら瓦(引用意匠を含むもの)について説明したいので、石垣市役所に対してちゅら瓦のサンプルを送付してほしい」との趣旨の依頼をし、これに応じた A は、同月 16 日、石垣市役所に対してちゅら瓦のサンプル及び本件パンフレットを送付した上、B 及び C に対し、本件パンフレット等を送付し(本件送付)、また、D は、同月 19 日、本件説明会において、石垣市の新庁舎に本件発明に係る瓦(引用意匠を含むもの)を使用することを報告したものである(本件発表)。

以上の事実経過に照らすと、本件パンフレット等は、被告事務所からの依頼がないにもかかわらず、A の判断のみに基づいて被告事務所に送付されたものであるといえるから、被告事務所は、本件発表を行うに当たり、本件パンフレット等のような資料を必須のものとは考えていなかったものと認められる。また、本件送付は、原告 A が被告事務所(B 及び C)に対して行った本件パンフレット等を送付する行為であるのに対し、本件発表は、D が石垣市長、石垣市民らに対して行った本件説明会における発表行為(プレゼンテーション)であり、両者は、行為の主体、客体、内容及び態様を全て異にする。そうすると、本件パンフレット等の送付行為(本件送付)については、これが本件発表と実質的に同一であるとみることができるような密接に関連する行為であると評価することはできないし、その他、本件送付が本件発表と実質的に同一であるとみることができるような密接に関連する行為であると評価できる事情を認めるに足る証拠はない。

以上によると、引用意匠が意匠法 4 条 2 項の適用を受けるとすることはできない。

参照条文等:意匠法 4 条 2 項

【9】知財高判令和 5 年 9 月 7 日 裁判所 HP

令和 5 年(行ケ)第 10031 号 審決取消請求事件 商標権 行政訴訟 (棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/352/092352_hanrei.pdf

原告は、「池上製麺所」の文字を標準文字で表してなり、第 43 類「飲食物の提供」を指定役務とする商標(本願商標)について商標登録出願したが、拒絶査定を受けたので、拒絶査定不服審判の請求をしたところ、特許庁が不成立の審決(本件審決)をしたので、原告が本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起した事案。

本願商標は、「池上」氏又は「池上」の名を有する法人等が運営する麺類を提供する飲食店というほどの意味を有する「池上製麺所」というありふれた名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標であると認められるから、商標法 3 条 1 項 4 号に該当するというべきである。

これに対し、原告は、特許庁における過去の審決をみると、商標法 3 条 1 項 4 号にいう「ありふれた名称」について、当該名称全体として多数存在するものをいうと解すべきであるとして、「渡邊財団」、「有沢製作所」、「藤本製菓」、「藤本医薬販売」について、いずれも同号に該当しない旨の判断がされているところ、「池上製麺所」なる名称の組織等は原告以外に存在しないし、「池上製麺所」なる名称の組織等が多数存在するものでもないから、「池上製麺所」は、同号の「ありふれた名称」に当たらない、と主張する。

しかしながら、商標法 3 条 1 項 4 号の文言上、「ありふれた名称」と認められるために当該名称が現に

多数存在することは要件とはされておらず、ありふれた氏である「池上」と、麺類を提供する飲食店を示すものとして慣用的に用いられている「製麺所」とを結合し、普通に用いられる方法で表示した本願商標は、我が国における飲食店の取引者、需要者が、特定人の運営する飲食店(原告店舗)を意味するものであることを認識することができるほどの自他識別力を有するに至ったことを認めるに足りない。したがって、本願商標は、特定人の独占にはなじまず、自他識別力を欠くものとして、同条 1 項 4 号の「ありふれた名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標」と認めるほかはない。原告の指摘する各審決は、いずれも本件とは指定商品及び指定役務等を異にする事案である上、当該各審決に係る商標登録の有効性(同法 46 条 1 項 1 号)について裁判所の判断がされたことを認めるに足りる証拠はないから、本願商標が同法 3 条 1 項 4 号に該当する旨の前記判断を左右するに足りるものではない。

以上から、本願商標は商標法 3 条 1 項 4 号に該当するから、本件審決には原告の主張する取消事由はなく、違法性は認められない、として原告の請求は棄却された。

参照条文等:商標法 3 条 1 項 4 号、3 条 2 項、46 条 1 項 1 号

【10】知財高判令和 5 年 9 月 7 日 裁判所 HP

令和 5 年(行ケ)第 10030 号 審決取消請求事件 商標権 行政訴訟 (認容)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/351/092351_hanrei.pdf

被告は、「くるんっと前髪カーラー」の文字を標準文字で表してなり、第 26 類「ヘアカーラー(電気式のものを除く。)」(以下「本件商品」という。)を指定商品とする登録商標(本件商標)の商標権者である。原告が、本件商品についての本件商標登録を無効にすることについて審判を請求したところ、特許庁が不成立の審決(本件審決)をしたので、原告が本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起した事案。

本件商標の登録査定日当時、「くるんっと前髪カーラー」の語句を本件商品について用いる例があったと認めるに足りる証拠がないことを考慮しても、「くるんっと前髪カーラー」の語句に接した本件需要者等は、通常、当該語句が「丸く曲がった前髪を作るカーラー」を意味するものと認識することになると認めるのが相当である。

これに対し、被告は、本件商標の構成中の「くるんっと」の語は副詞であるのに、本件商標の構成中にはこれを明確に受ける動詞が存在せず、本件商標が意味するところは一義的に特定することができるものではないと主張する。しかしながら、本件需要者等において、「くるんっと」、「前髪」及び「カーラー」の各語の相互の修飾関係が文法的に正確なものでなければ、これらの語を順番に並べた語句の意味を一義的に把握することができないということはない。

また、被告は、「くるんっと前髪カーラー」の語句からは、(1)「くるんっと丸まった弾力のある表面」を有する前髪用のカーラー、(2)「くるんっと振り向いても」キープされるカールを作る前髪用のカーラー、(3)「くるんっと寝返りを打っても」前髪のカールを作ることができるカーラーなどの様々な意味合いが想起されるとも主張する。しかしながら、前記(1)から(3)までのような意味合いは、理論的にはあり得るとしても、被告が主張するような意味合いで用いられている例は見当たらない。したがって、被告の前記各主張を採用することはできない。

以上のとおりであるから、本件商標は、商標法 3 条 1 項 3 号に掲げる商標に該当するから、これと異なる本件審決の判断は誤りである、として原告の請求は認容された。

参照条文等:商標法 3 条 1 項 3 号

(民事手続)

【11】東京高決令和 4 年 11 月 9 日 判例タイムズ 1510 号 173 頁

令和 4 年(ラ)第 2281 号 移送決定に対する抗告事件(抗告棄却、許可抗告(後許可抗告不許可))

X が、氏名不詳者がインターネット上の掲示板「A」において X の権利を侵害したことが明らかであり、当該氏名不詳者に対する損害賠償請求等のために必要であると主張して、いずれも大手通信事業者である B 株式会社及び Y 株式会社に対し、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)5 条 1 項に基づき、発信者情報の開示を求めた事案において、原審が、当該事件について、職権により、Y 社に対する申立てに係る手続を分離して大阪地方裁判所に移送する旨を決定したことについて、民事訴訟法 7 条の準用により、B 社に対する申立てのみならず、Y 社に対する申立てについても東京地方裁判所が管轄裁判所となるかが争点となった。

本判決は、非訟事件手続法において民訴法 7 条を準用していないのは、職権探知による実体的真実に合致した判断の要請が高い非訟事件においては管轄の専属性を重視すべきこと、発信者情報開示命令の創設は、当該請求事案には、開示要件の判断困難性や当事者対立性の高くない事案があることを踏まえ、かかる事案の審理を簡易迅速に行うことを予定するところにあり、その趣旨からすれば、プロバイダ責任制限法が民訴法 7 条による管轄の創設を許容しているとは認めがたいとして、非訟事件手続法及びプロバイダ責任法における同条の準用を認めなかった。

参照条文等:特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律 10 条

(刑事法)

【12】最一判令和 5 年 9 月 11 日 裁判所 HP

令和 4 年(あ)第 125 号 被告人 A に対する脅迫、被告人 B に対する強要未遂被告事件(原判決破棄差戻)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/347/092347_hanrei.pdf

(事案)

C 労働組合 D 支部執行員である被告人 A と同組合人 B は、株式会社 E 取締役 F を脅迫して、同社が日雇い運転手である組合人 G を雇用している旨の就労証明書を E 社に作成をさせようと考え、共謀の上、E 社の事務所において、F が体調不良になった後もなお、就労証明書の作成を執拗に求め、F の身体、自由、財産に危害を加えかねない旨の氣勢を示して怖がらせ、もって F をして義務のないことを行わせようとしたが、F がその要求に応じなかったため、目的を遂げなかった。

第 1 審判決は、就労証明書を作成すべき義務はないことを前提として、強要未遂罪の共同正犯を認定し、被告人 A を懲役 1 年、3 年間執行猶予、被告人 B を懲役 8 月、3 年間執行猶予を言い渡したことから、被告人両名が控訴し、事実誤認、法令適用の誤りを主張した。

原判決は、就労証明書を作成すべき社会生活上の義務があることを前提として、被告人両名につき第 1 審判決を破棄し、被告人 A に脅迫罪が成立するとして罰金 30 万円に処し、被告人 B に対し無罪を言い渡した。

(判旨)

E 社は、労働契約に付随する義務として、就労証明書を作成等する信義上の義務を負っているといえる。しかしながら、人に義務の履行を求める場合でも、脅迫の手段が用いられ、その脅迫が社会通念上受忍すべき限度を超える場合は、強要罪が成立し得るから、第 1 審判決の認定が不合理であるかどうかの事実関係を検討しないまま、強要未遂罪の成立を認めた第 1 審判決には判決に影響を及ぼすことが明らかな事実誤認があるとした原判決は、第 1 審判決の事実認定が論理則、経験則等に照らして不合理であることを十分に示したといえないから(最高裁平成 23 年(あ)第 757 号同 24 年 2 月 13 日第一小法廷判決・刑集 66 巻 4 号 482 頁参照)、原判決を破棄し、差し戻す。

参照条文等:刑法 222 条、同法 223 条

【13】最一決令和 5 年 9 月 13 日 裁判所 HP

令和 5 年(あ)第 134 号 傷害致死、傷害、証拠隠滅教唆被告事件(上告棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/361/092361_hanrei.pdf

(判旨)

犯人が他人を教唆して自己の刑事事件に関する証拠を隠滅させたときは、刑法 104 条の証拠隠滅罪の教唆犯が成立すると解するのが相当である(最高裁昭和 40 年(あ)第 560 号同年 9 月 16 日第一小法廷決定・刑集 19 卷 6 号 679 頁参照)。

よって、被告人について同罪の教唆犯の成立を認めた第 1 審判決を是認した原判断は正当である。したがって、上告を棄却する。

参照条文等:刑法 61 条

【14】大阪高判令和 2 年 6 月 17 日 判例時報 2559 号 60 頁

平成 30 年(う)第 1000 号 贈賄被告事件(破棄自判(確定))

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/565/089565_hanrei.pdf

民間企業が自社製品の開発研究に関しその分野を専門とする国立大学教授と私的に契約(以下「個人契約」、但し、締結名義は大学から兼業許可を受けて実質的に支配していた株式会社)を結んで技術指導を仰ぎ対価(技術指導料)を支払うのと並行して、開発研究に関連する実験が大学との共同研究として実施され、個人契約に基づく技術指導も研究期間中は実験の計画策定や準備・実行等が主であったという事実関係の下において、大学教授がその職務として学生らのために指導する実験により民間企業もまた企業目的に資する有益なデータを得ていたことなどから、技術指導料が大学教授の職務である実験に関する指導に対する対価を含み、賄賂性が認められるかなどが争点とされた。

原判決は、技術指導料が大学教授の職務である実験に関する指導に対する対価を含むなどとしてこれに賄賂性を認め、技術指導料の支払を決裁するなどした民間企業の役員らに贈賄罪の成立を認めた。

これに対し、控訴審は、大学教授の実験に関する指導には、大学教授の職務である学生らに対する指導と個人契約に基づく民間企業に対する私的な指導とが併存していたとみるのが自然であるとして、技術指導料と職務との対価関係に疑問を呈するとともに、仮にいわゆる職務密接関連行為の理論によるなどしてその対価性が認められるとしても、大学教授をはじめとする研究職公務員の職務の特殊性に鑑みれば、実体のある職務外活動に関し適法な趣旨で供与された金員についてそのような対価関係のみで直ちに賄賂すなわち不正な報酬と認めるのは相当ではなく、賄賂であることを認定するには報酬の不正さを基礎付ける事情が対価性とは別に認められることが必要であると解されるとした上で、本件においてそのような事情は見当たらないとし、技術指導料の賄賂性を否定して、原判決を破棄し、被告人らを無罪とした。

参照条文等:刑法 198 条

【15】名古屋高判令和 4 年 2 月 15 日 判例時報 2559 号 27 頁

令和 2 年(ネ)第 720 号・令和 3 年(ネ)第 109 号 損害賠償請求控訴、同附帯控訴事件(変更(確定))

Y(愛知県)の設置する警察署に勾留されていた外国籍の被疑者の国選弁護人 X が、留置担当官による次の(1)から(3)の各行為により X の秘密交通権、接見交通権又は弁護権が違法に侵害されたとして、国賠法 1 条 1 項に基づき慰謝料請求した事案。

(1) X が表紙に「弁護人との接見用」と記入して被疑者に差し入れたノート(被疑者ノート)の内容を複数回にわたり確認したこと

(2)被疑者に対し被疑者ノートに英語でメモすることを禁止したこと

(3)被疑者ノートの英語書込みについて、ローマ字表記に転記させた上、英語による書込み部分を黒塗りするか破棄するよう求めたこと

原判決は、上記(1)は X の秘密交通権の侵害に、上記(3)は X の接見交通権の侵害に各該当するが、上記(2)は接見交通権の侵害に当たらないとし、(1)の 3 度の被疑者ノートの確認と(3)の要請それぞれにつき 5 万円、合計 20 万円の慰謝料を認めた。

控訴審は、以下の通り判示して、上記(1)ないし(3)のいずれも違法であるとし、X が留置担当官に対し被疑者ノートの確認等について抗議したにもかかわらずその後 2 度の被疑者ノートの確認が行われたことなどを考慮して、(1)のうち 2 度の確認について慰謝料額を 10 万円に増額し、上記(2)についても 5 万円の慰謝料額を認め、その余については原判決同様の慰謝料額を認め、合計 35 万円の慰謝料を認めた。

(1)については、「憲法 34 条の保障に由来し刑訴法 39 条 1 項が定める接見交通権及び秘密交通権の重要性、被疑者ノートの性質に照らせば、所持品検査の対象が被疑者ノートである場合には、その秘密を保護し、接見交通権及び秘密交通権を侵害することがないように可能な限りの配慮をすることが、弁護士等との関係においても義務付けられている」、「被疑者ノートの内容の検査がどの程度許容されるかは、留置施設の規律及び秩序を維持するための必要性の程度と、侵害される利益の内容・程度等とを比較考量して決することが相当である」、「被疑者ノートに対する刑事収容法 212 条 1 項の検査は、原則として検査対象文書がこれに該当するかどうかを外形的に確認する限度で許容されるものであり、外形上、被疑者ノートに該当する場合には、留置施設の規律及び秩序を害する行為の徴表となる事項が記載されるおそれがあり、その規律及び秩序を維持するための高度の必要性が認められるなどの特段の事情がない限り内容の検査を行うことは国賠法 1 条 1 項の適用上違法」と判示し、本件で特段の事情があったとは認められないとした。

(2)については、被留置者が所持品に外国語による記載をすることを禁じる法的根拠がないのにこれを禁じたものであり、職務上の法的義務に違反するものであり、X との関係においても接見交通権及び秘密交通権を侵害することがないように可能な限りの配慮をする職務上の法的義務に違反するものであり、違法と判示した。

(3)については、被疑者ノートの内容を検査して、その一部の破棄を求めたもので、被疑者及び X に対する職務上の法的義務に違反したものであり、違法と判示した。

参照条文等:憲法 34 条、刑訴法 39 条 1 項、刑事収容法 212 条 1 項、国賠法 1 条 1 項

【16】千葉地判令和 2 年 12 月 16 日 判例時報 2561・2562 号 178 頁

令和 1 年(わ)第 1439 号 殺人被告事件(有罪(確定))

本件は、主犯者 Z1 が経営する事業の従業員であった被告人が、同じく従業員であった被害者に掛けられた生命保険金を目当てに、早朝酔っていた被害者を海中に突き落として溺死させた(突き落としたのはもう 1 名の共犯者 Z2)という殺人罪の共同正犯として起訴された事案である。

本判決は、被告人は、Z1 から保険金殺人の計画を聞かされ、その後 Z1 らと意を通じていたが、犯行前の準備段階、特に保険契約に関する寄与はなく、被害者を海へ連れていく運転行為という重要な役割を果たしたものの、Z1 の経路などの指示に従っていたにすぎず、全体を通じて保険金獲得に対する関心も示しておらず、自らの利益を目論んで積極的主体的に関与したというよりは、Z1 に逆らうのが難しいとの考えから Z1 主導の計画に加担したというべきであり、以上を総合すると、共同正犯であると評価するには合理的な疑いが残るといふべきであるとして、幫助と認定し、懲役 15 年の求刑に対して、懲役 10 年の判決を言渡した。

参照条文等:刑法 62 条 1 項、199 条、63 条、68 条

(公法)

【17】最一判令和 5 年 9 月 4 日 裁判所 HP

令和 5 年(行ヒ)第 143 号 地方自治法第 251 条の 5 に基づく違法な国の関与(是正の指示)の取消請求事件(棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/331/092331_hanrei.pdf

辺野古基地建設を巡る一連の訴訟の一つであり、法定受託事務に係る申請を棄却した都道府県知事の処分がその根拠となる法令の規定に違反するとして、これを取り消す裁決がされた場合において、都道府県知事が上記処分と同一の理由に基づいて上記申請を認容する処分をしないことは、地方自治法 245 条の 7 第 1 項所定の法令の規定に違反していると認められるものに該当するとされた事例。

参照条文等:地方自治法 251 条の 5

【18】最三判令和 5 年 9 月 12 日 裁判所 HP

令和 4 年(行ツ)第 144 号 憲法 53 条違憲国家賠償等請求事件(棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/353/092353_hanrei.pdf

憲法 53 条後段の規定により国会の臨時会の召集を決定することを要求した国会議員は、内閣による上記の決定の遅滞を理由として、国家賠償法の規定に基づく損害賠償請求をすることはできないとされた事例。

主位的請求は法定数を充たす臨時会招集決定要求に対しては 20 日以内に招集するよう決定する義務が生じることの確認請求、予備的に招集決定を受けられる地位確認、更に国家賠償請求であるところ、当事者間の具体的な権利義務又は法律関係の存否に関する紛争であって、法令の適用によって終局的に解決することができるものであるということが出来るから、本件各確認の訴えは、法律上の争訟に当たるといふべきであり、これと異なる原審の判断には、法令の解釈適用を誤った違法があるといわざるを得ないが、確認の利益がないとして原審の却下判決を是認できるとし、国家賠償請求については上告人(原告)である国会議員個人の権利利益侵害ではないとして損害賠償請求権することはできないと判示した。

参照条文等:憲法 53 条、国家賠償法 1 条 1 項

(社会法)

【19】東京高判令和 4 年 1 月 26 日 判例時報 2560 号 78 頁

令和 3 年(ネ)第 2578 号 未払賃金等請求控訴事件(変更(確定))

X(被控訴人)は、学習塾を経営する Y(控訴人)との間で、期間の定めのない雇用契約を締結した後、中華人民共和国に所在する A 塾に海外赴任したが、その後、X は Y に対し、現地法人 B への転籍出向を前提として退職届を提出したが、X の勤務内容に違いはなく、その後、X は Y との雇用関係が継続していたが不当に解雇されたとして、未払割増賃金等及び労基法 114 条所定の付加金等の支払いを求めた。

原判決は、退職届提出に係る退職の意思表示は X の心裡留保によるものであり、Y もこれについて悪意であったと認められるとして、雇用関係の継続を前提に、未払割増賃金等及び付加金等の支払いを命じた。

Y は控訴するとともに付加金を除く未払賃金等(付加金を除き仮執行宣言が付されていた)の全額を支払った。本判決は、未払割増賃金等の判断について原審を支持し、Y の支払いについて、原審判決主文 1 項が維持されることを前提とした留保付きの弁済とみることが出来るからその限度で弁済の効力を有するとして、付加金の支払いを命ずるまでに使用者が未払割増賃金の支払いを完了したものとして、付加金の請求を命じないとした。

参照条文等:民法(平成 29 年法律第 44 号による改正前のもの)93 条、労基法 114 条民訴法 259 条

(紹介済み判例)

最一決令和 3 年 6 月 28 日 判例タイムズ 1510 号 167 頁

平成 30 年(あ)第 1846 号薬事法違反被告事件(上告棄却)

→法務速報 243 号 21 番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/456/090456_hanrei.pdf

最一判令和 4 年 4 月 21 日 判例時報 2559 号 55 頁

令和 2 年(あ)第 1751 号 傷害、暴行被告事件(破棄差戻)

→法務速報 253 号 10 番にて紹介済み

最一判令和 4 年 4 月 28 日 判例時報 2561・2562 号 171 頁

令和 3 年(あ)第 711 号 覚醒剤取締法違反被告事件(破棄自判)

→法務速報 253 号 11 番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/131/091131_hanrei.pdf

最二判令和 4 年 6 月 24 日 判例時報 2561・2562 号 63 頁

令和 2 年(受)第 1442 号 投稿記事削除請求事件(破棄自判)

→法務速報 266 号 1 番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/265/091265_hanrei.pdf

最一判令和 4 年 10 月 24 日 判例時報 2561・2562 号 85 頁

令和 3 年(受)第 1112 号 音楽教室における著作物使用に関わる請求権不存在確認請求事件 (上告棄却)

→法務速報 264 号 5 番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/473/091473_hanrei.pdf

最一判令和 4 年 10 月 24 日 金法 2217 号 70 頁

令和 3 年(受)第 1112 号 音楽教室における著作物使用に関わる請求権不存在確認請求事件(上告棄却)

→法務速報 264 号 5 番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/473/091473_hanrei.pdf

最三決令和 4 年 11 月 30 日 判例時報 2561・2562 号 69 頁

令和 3 年(許)第 17 号 間接強制決定に対する執行抗告審の取消決定に対する許可抗告事件 (破棄自判)

→法務速報 260 号 15 番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/563/091563_hanrei.pdf

最一判令和 4 年 12 月 8 日 判例時報 2560 号 5 頁

令和 4 年(行ヒ)第 92 号 公有水面埋立承認取消処分取消裁決の取消請求事件(上告棄却)

→法務速報 260 号 22 番にて紹介済み

最二判令和 5 年 1 月 30 日 判例タイムズ 1510 号 158 頁
令和 3 年(受)第 2050 号発信者情報開示請求事件(破棄自判)

→法務速報 262 号 2 番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/721/091721_hanrei.pdf

最二判令和 5 年 3 月 10 日 判例タイムズ 1510 号 150 頁
令和 4 年(受)第 1019 号未払賃金等請求事件(破棄差戻)

→法務速報 263 号 25 番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/858/091858_hanrei.pdf

最二判令和 5 年 3 月 24 日 判例タイムズ 1510 号 163 頁
令和 4 年(あ)第 196 号死体遺棄被告事件(破棄自判)

→法務速報 264 号 12 番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/943/091943_hanrei.pdf

2. 令和 5 年(2023 年)9 月 20 日までに成立した、もしくは公布された法律

種類 提出回次 番号
法律名及び概要

成立法令なし

3. 9 月の主な発刊書籍一覧(私法部門)

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

★は後記に解説あり

東京弁護士会 親和全期会 編 新日本法規 288 頁 4,620 円★

ケース別 特別受益、寄与分・特別寄与料、遺留分 認定のポイントと算定方法

大阪弁護士会高齢者・障害者総合支援センター 編 大阪弁護士協同組合 290 頁 2,970 円
全訂版 成年後見人の実務 2023

相川泰男 大畑敦子 横山宗祐 角田智美 山崎岳人／編 新日本法規 368 頁 4,620 円
相続トラブルにみる 遺産分割後にもめないポイントー予防・回避・対応の実務ー

尾島史賢 編集代表 溝上絢子 仲谷仁志 編 新日本法規 202 頁 2,750 円
実務家が陥りやすい 死後事務委任契約の落とし穴

小賀野晶 平沼直人 編 保険毎日新聞社 400頁 4,620円
典型判例シリーズ 実務理論 事故法大系Ⅲ 建築事故

4. 9月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

★は後記に解説あり

富永誠一 著 商事法務 512頁 4,180円★

女性・独立社外取締役 就任経緯、取締役会準備、兼職の実情から「悩み」の克服法まで

深澤諭史 著 第一法規 208頁 3,300円

弁護士の護身術 人的トラブルに巻き込まれないための心得

第一東京弁護士会全期会 第一東京弁護士会全期旬和会 編 新日本法規 246頁 3,300円

必携 実務家のための法律相談ハンドブック 顧問先等企業編

後藤孝典 編著 牧口晴一 著 民事法研究会 256頁 3,300円

株主間契約と従業員事業承継

増島雅和 堀 天子／編著 中央経済社 428頁 4,290円

暗号資産の法律(第2版)

5. 発刊書籍<解説>

「ケース別 特別受益、寄与分・特別寄与料、遺留分 認定のポイントと算定方法」

具体的な実務上問題となりうる事例に基づき、特別受益、遺留分等の判断基準及び算定について具体例を示して解説されている。冒頭で端的に要点を示したうえで、関連法令や解決の為の考え方などが詳細に解説されており、実務において有用な本である。

「女性・独立社外取締役 就任経緯、取締役会準備、兼職の実情から「悩み」の克服法まで」

コーポレートガバナンスの課題について、就任時から取締役会での対応、役員間のコミュニケーションなど、実務上の事例について解説されている。旬なテーマについて解説されている本であり、女性取締役らの体験談も掲載されているため興味深く参考になる本である。

(C) Copyright 公益財団法人 日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。